

評 議 員 及 び 役 員 等 報 酬 規 程

(目 的)

第1条 この別則は、社会福祉法人杉の子保育会の定款細則第37条に定められた、評議員及び役員等の報酬及び費用の支給基準と支給する金額について定めるものである。

(定義及び支給事由)

第2条 本規程でいう「評議員」とは定款第6条により選任された者をいう。

2 本規程でいう役員等とは、定款第6条-2により選任された「評議員選任・解任委員」、定款第16条による「理事・監事」、及び理事会の承認を経て委嘱される「苦情対応第三者委員」、「本部事務局長」をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある評議員、及び役員等の職務執行の対価として支給するものとし、その地位にあることによつてのみの事由では支給しないものとする。

(評議員会及び理事会等への出席報酬及び費用の支給)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、表1により1日分の報酬及び実費費用(旅費等)を支給するものとする。なお、同日にあわせて評議員が法人の業務(議事録作成等)を行った場合であっても本条の報酬及び実費費用はこれを別途支給しないものとする。

2 理事長・理事及び監事が理事会及び説明等の必要により評議員会に出席したときは、表1により1日分の報酬及び実費費用(旅費等)を支給するものとする。なお、同日にあわせて法人の業務(監事監査・議事録作成等)を行った場合であっても本条の報酬及び実費費用は別途これを支給しないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び事務局長等の勤務報酬等)

第4条 理事及び事務局長が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又指示された研修会等に参加した場合は、表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支給するものとする。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支給しない。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、表2により報酬及び実費費用を支給する。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設が実施する入札会や建設工事契約締結等への立会監査の業務にあたった場合は、表2により報酬及び実費弁償費を支給するものとする。

4 監事が、定款細則18条に定める外部監査への立ち会いや、会計事務所等が行う内部監査への立ち会いに当たった場合は、表2により報酬及び実費弁償費を支給するものとする。

1~4に際して交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任解任委員及び苦情対応第三者委員の執務報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員が、理事長の指示によりそれぞれの執務担当会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支給する。

2 交通費等の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第7条 役員等が理事長の指示により、法人業務のために出張する場合は、表3により報酬及び旅費等を支給するものとする。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 出張時の業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(理事長報酬及びその支給について)

- 第8条 理事長報酬については、その職にあることのみを理由にした役員報酬は支払わないものとするが、事業経営と理事会運営業務に専念するために常勤職員として本部事務局に席を置き、本条-2の記載の内容で、嘱託職員としての給与を支給するものとする。
- 2 理事長に就任する事務局職員に対しては、法人事務服務及び法人内事業所各園に対する経営関与及び指導業務を行うものとして、その服務の実績に応じた日額報酬及び就業日数等を勘案した給与を別表4のように定めて支給するものとする。
 - 3 上記報酬の支払い資金は、各事業所から本部拠点区分への必要経費の定率繰入れ資金として繰り入れられた資金から、支払い窓口である烏山杉の子保育園拠点区分に繰り入れるものとする。

(兼務役員及び事務局長の報酬(給与)の支払いについて)

- 第9条 施設の職員(管理職員)を兼務する役員は、施設の職員としての業務以外の法人業務に限り、この規程を適用するものとする。尚、理事会及び本部規定に定める兼務理事会(執行役員会)、全園園長会等の会食費等の経費支払いが発生するものについては、報酬表の規定とは別に参加実費を支給することができるものとする。
- 2 定款細則第5条に基づく事務局長の報酬(給与等)については、以下のように定める。
事務局長は本部事務局職員として所属配置されるが、給与支給上は烏山杉の子保育園区分より支払うものとし、その業務内容は別途定める「本部規定」に基づくものとする。
 - 3 事務局長は、法人運営業務を主たる職責とする管理監督職として服務するものとし、給与等は施設職員と同一の就業規則及び給与規程に基づき支払われるものとする。ただし、管理監督者としての適用を受けることで除外される費目等も同様に扱われるものとする。

(評議員及び役員等の服務証跡)

- 第9条 評議員及び役員等は、それぞれ法人業務への服務証跡資料として、役員会出席者名簿(職務証跡)及び委員会等業務出席簿、相談報告会等の業務出席簿作成に加え、領収書作成に協力するものとする。尚、証跡作成の相手方は、法人本部業務は法人宛に、各事業所毎の研修講師等については各事業所宛となる。

(改正)

- 第10条 本規程の改正は、理事会の承認及び評議員会の承認議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、第171回理事会承認を経て平成29年4月1日より適用されるものとするが、正式には、平成29年6月17日に開催される第1回評議員会による承認議決がなされるまでの試案として第172回理事会及び第1回評議員会に仮適用されるものとする。
- 2 この規程は、平成27年6月17日開催の第1回評議員会において承認され同日より施行するものとする。